

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	34	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例措置の延長等		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、税制上の特例措置の延長等を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>②その他、適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。</p>		
関係条文	<p>（ 沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 沖縄振興特別措置法施行令 第11条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、 租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、 地方税法第6条、第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、 同法第72条の12第3号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 同法第313条第2項、地方税法附則第33条第2項 地方税法施行令 附則第16条の2の8第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲41) [平年度] — (▲41) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）に基づき、政府が30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき、より民間主導の自立的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところである。 当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成10年度に情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。 今回の要望は、沖縄振興特別措置法の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について延長等を講じるものであり、本特例措置を延長することにより、対象地区の対象産</p>		

	業を効果的に集積し、立地企業による活発な企業活動を促すことで、沖縄の情報通信産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。
本要望に対応する縮減案	—
担当者等(連絡先)	担当課：地域産業基盤整備課（課長）市川 紀幸（課長補佐）山田 哲也（担当）清水 康仁 電話：(代表) 03-3501-1511 (内線) 2781 (直通) 03-3501-1677 (FAX) 03-3501-6270 担当メールアドレス：bz1-s-chiiki-kiban@meti.go.jp

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展															
		政策の達成目標	1 達成目標 ・ 県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・ 情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標 ・ 税制を活用した新規立地企業の数 ・ 税制を活用した企業の労働生産性上昇率															
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年3月31日までの2年間															
		同上の期間中の達成目標	・ 税制を活用した新規立地企業数 2社以上/年 ・ 税制を活用した企業の労働生産性上昇率を平年1.2%以上向上															
	政策目標の達成状況	<p>本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内の情報通信関連企業(社)</td> <td>531</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ。</p>			令和4年度	令和5年度	県内の情報通信関連企業(社)	531	563	情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0	税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5
		令和4年度	令和5年度															
	県内の情報通信関連企業(社)	531	563															
	情報通信関連企業の労働生産性上昇率(%)	1.3	1.0															
	税制を活用した新規立地企業数(社)	1	1															
	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	74.5															
有効性	要望の措置の適用見込み	今後は平年度で2件の適用を見込む。																
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果が期待され、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税の軽減 ・ 事業所税の資産割の課税標準の特例 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>情報通信産業振興地域・特別地区においては、対象事業が特定情報通信事業を含めた情報通信産業の一部と多岐にわたり、該当する企業の規模やビジネス形態等多様である。これらの企業に対し、当該地域への立地誘引や設備投資を促す効果的な手段としては、特定企業を対象とした予算・補助金等の措置ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対処し、全ての対象事業の企業に対し制度が保証される税制措置が妥当と考えられる。</p>																

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>(地方税の適用状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>適用額(百万円)</td> <td>71</td> <td>46</td> <td>37</td> <td>7</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>適用額(百万円)</td> <td>67</td> <td>43</td> <td>108</td> <td>104</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>適用額(百万円)</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、令和元年度から令和4年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)、令和5年度は沖縄県による推計。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税には特別法人事業税を含んでいる。 ※事業所税については那覇市のみ措置。また、適用額については沖縄県による調査。</p>			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	法人住民税	適用額(百万円)	71	46	37	7	40	事業税	適用額(百万円)	67	43	108	104	80	事業所税	適用額(百万円)	5	1	1	1	1	
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																								
	法人住民税	適用額(百万円)	71	46	37	7	40																								
	事業税	適用額(百万円)	67	43	108	104	80																								
事業所税	適用額(百万円)	5	1	1	1	1																									
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>令和4年度 適用実態調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法人住民税</td> <td>7,267千円</td> <td>事業税</td> <td>一千円</td> </tr> </table> ・ 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法人住民税</td> <td>40千円</td> <td>事業税</td> <td>210千円</td> </tr> </table> ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(連結) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>法人住民税</td> <td>16千円</td> <td>事業税</td> <td>一千円</td> </tr> </table> <p>※事業税には特別法人事業税を含む。 ※国税に連動しない場合は「—」を記載した。</p>	法人住民税	7,267千円	事業税	一千円	法人住民税	40千円	事業税	210千円	法人住民税	16千円	事業税	一千円																		
法人住民税	7,267千円	事業税	一千円																												
法人住民税	40千円	事業税	210千円																												
法人住民税	16千円	事業税	一千円																												
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>【令和4年度から令和6年度における測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度を活用した新規立地企業の数 7社以上/年 ・ 本制度を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上 <p>測定指標である税制を活用した新規立地企業数については、各年度1件の活用となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている。</p> <p>本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)</td> <td>—</td> <td>74.5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実績については沖縄県調べ。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2	税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	—	—	—	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2	税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	—	74.5	—	—	—
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																										
税制を活用した新規立地企業数(指標)(社)	7	7	7	2	2																										
税制を活用した新規立地企業数(実績)(社)	1	1	—	—	—																										
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(指標)(%)	0.3	0.3	0.3	1.2	1.2																										
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(実績)(%)	—	74.5	—	—	—																										
前回要望時の達成目標	<p>1 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に新規に立地した情報通信関連企業の増加 ・ 情報通信関連企業の労働生産性向上 <p>2 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制を活用した新規立地企業の数 7社以上/年 ・ 税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上 																														

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和4年度に設定した測定指標について、新規立地企業数については目標を満たせなかったものの、労働生産性上昇率については達成している。 新規立地企業数について目標を満たせなかった理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、沖縄県への企業進出が控えられたことが要因の一つと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等 平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品1,000万円超→100万円超) 平成29年 ・2年間延長 平成31年 ・2年間延長 令和3年 ・1年間延長 令和4年度 ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインターネット・エクスチェンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入</p>